

# つつじが丘・春日丘自治協議会規約

## 第1章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、つつじが丘・春日丘自治協議会（以下「自治協議会」という）と称し、所在地をつつじが丘市民センター（以下、「市民センター」という）（住所：名張市つつじが丘北5番町73-2番地）に置く。

(目 的)

第 2 条 自治協議会は、「名張市地域づくり組織条例」に基づく、つつじが丘・春日丘地域の包括的自治組織として同条例に定める事業の推進及び市の指定管理者制度に基づく、市民センター管理運営業務委託事業等（以下「委託事業」という）を行うことを目的とする。

## 第2章 事 業

(事 業)

第 3 条 自治協議会は、第2条の目的を達成するため、住みよい住宅地づくりに貢献している他の機関、団体との連携を密にし、事業に積極的に取り組むものとする。状況により、関係諸団体と協定等に関する活動も併せて取り組むものとする。締結等にあたっては協議会運営会議に諮り承認を得るものとする。

(受託事業)

第 4 条 名張市との委託契約に基づき、市民センターの委託事業を受託する。

## 第3章 組 織

(組織構成)

第 5 条 自治協議会は、つつじが丘自治連合会と春日丘自治会（以下、「両自治会」という）と各種委員会で組織する。

2. 自治協議会の役員会として、協議会運営会議を設ける。
3. 市民センター管理運営業務等については、自治協議会に市民センター管理運営委員会を組織し、運営は別に定める、市民センター管理運営委員会会則に基づく。
4. 自治協議会は事業推進のため、各種の委員会等を設置することが出来る。

(役 員)

第 6 条 自治協議会には、次の役員を置く。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 会長兼理事（つつじが丘自治連合会会長）                      | : 1名  |
| (2) 副会長兼理事（春日丘自治会会長、つつじが丘自治会副会長）             | : 4名  |
| (3) つつじが丘自治連合会理事、春日丘自治会理事                    | : 16名 |
| (4) 市民センター館長（以下、館長という）                       | : 1名  |
| (5) 特定非営利活動法人 生活支援つつじ・春日丘 代表<br>（以下、生活支援という） | : 1名  |

- (6) 地域ビジョン企画委員会 代表 (以下、ビジョンという) : 1名
- (7) つつじが丘小学校区放課後児童クラブ運営委員会 代表  
(以下、児童クラブという) : 1名
- (8) 南中学校区学校運営協議会 代表 (以下、CSという) : 1名
- (9) 配食ボランティアグループ「つつじ」 : 1名

(役員を選出)

- 第 7 条 自治協議会の役員は、つつじが丘自治連合会理事、春日丘自治会理事、館長及び、生活支援代表、ビジョン代表、児童クラブ代表、C・S 代表、配食グループ代表とする。
- 2. 会長はつつじが丘自治連合会会長、副会長は春日丘自治会会長及びつつじが丘自治連合会副会長とする。
  - 3. 館長の選出は、両自治会会員より公募、又は自治協議会の推薦により自治協議会にて決定するものとする。(応募者は様式-1用紙をもって申込)但し、自治協議会の役員との兼任は妨げない。

(役員の仕事)

- 第 8 条 会長は、自治協議会を代表して会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠ける時は、その会務を代行する。
  - 3. 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠ける時は、その会務を代行する。
  - 4. 館長及び、生活支援代表、ビジョン代表、児童クラブ代表、C・S 代表、配食グループ代表は、協議会運営会議の会務を担当する。

(役員の仕事)

- 第 9 条 役員の仕事は、両自治会の定めるところによるものとする。
- 2. 館長は4月1日から任期2年とし、再任は妨げない。
  - 3. 各委員会・協議会の役員任期は、4月1日から任期2年とする。  
ただし、再任は妨げない。
  - 4. 任期途中で役員の仕事が生じた場合、後任の仕事は前任者の残任期間とする

(事務局の設置と仕事)

- 第 10 条 自治協議会に事務局を設置し、事務局員を配置して、その任にあたるものとする。
- 2. 事務局員 : 局長 1 名、事務局員 6 名  
: 自治協議会 3 名 (局長 1 名)、市民センター 4 名 (主任 1 名)
  - 3. 事務局員の選出は、自治協議会の推薦によるものとする。
  - 4. 事務局員の仕事は、第 9 条 (役員の仕事) に定めるところに準拠するものとする。
  - 5. 事務局長は、会長を補佐し協議会運営会議の会務を担当する。

## 第4章 会 議

(協議会運営会議)

第11条 協議会運営会議は次の目的を遂行するために開催される。

- (1) 第2条(目的)に定める事業の推進
- (2) 両自治会で承認された事業計画書及び予算申請書等の統合版の作成  
(但し、ゆめづくり地域交付金、委託事業を除く補助金及び委託契約金等の  
使途に限る)
- (3) 両自治会の統合事業実績報告書(収支決算書を含む)の作成  
(但し、ゆめづくり地域交付金、委託事業を除く補助金及び委託契約金等の  
使途に限る)
- (4) 名張市地域づくり代表者会議(中間事業報告会を含む)関連業務
- (5) その他両自治会合同で処理しなければならない事項の調整
- (6) 名張市及び名張市社会福祉協議会等との連携を保つための業務
- (7) 委託事業の事業計画、収支予算案、事業実績、収支決算、管理運営等に係わ  
る事項

2. 会議は、第6条(役員)及び第10条第2項で構成し、会長が召集する。

会議録はその都度作成し、両自治会員から開示要求有るときは開示しなければならない。

## 第5章 会 計

(会 計)

第12条 ゆめづくり地域交付金で両自治会に配分された会計処理は、両自治会の定めるところによるものとする。

## 第6章 監 査

(業務監査・会計監査)

第13条 業務監査・会計監査は、両自治会の定めるところの監査方法、会計監査員に  
委ねるものとする。

2. 市民センター委託事業に係わる業務監査・会計監査は、別に定める市民センター  
管理運営委員会会則に基づく。

## 第7章 規約の改廃

(規約の改廃)

第14条 本規約の改廃は、協議会運営会議において決定されなければならない。

附 則

1. この規約は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規約は、平成23年4月1日より改正する。
3. この規約は、平成24年6月2日に改正し、平成24年4月1日より適用する。
4. この規約は、平成25年2月2日より改正する。
5. この規約は、平成26年3月1日より改正する。
6. この規約は、平成29年11月4日に改正し、平成30年4月1日より適用する。